

品川区入院中の紙おむつ代助成事業実施要綱

制定	平成27年3月31日区長決定	要綱第378号
改正	平成28年1月25日	要綱第11号
改正	平成30年5月30日	要綱第146号

(目的)

第1条 この要綱は、65歳以上の品川区民が1月以上入院したとき、その入院期間中に要した紙おむつの費用の一部を助成することにより経済的負担を軽減するとともに、地域福祉の向上を図ることを目的とする。

(助成金交付対象等)

第2条 助成金交付の対象は、65歳以上の品川区民であって区民税非課税の世帯に属する者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者、中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付者ならびに介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設および介護医療院に入所している者を除く。）が30日以上入院に際し紙おむつを利用し、その当該入院期間中に支払った紙おむつ代を助成対象とする。

(助成額)

第3条 前条に規定する助成対象となる費用は、入院期間の月ごとに1月につき5,000円または支払った額のいずれか低い額とする。

2 前条に規定する者が、当該入院期間中において、社会福祉法人品川区社会福祉協議会の紙おむつの支給を受けた場合は、当該紙おむつの現物支給を受けた月は助成対象から除外するものとする。

(助成金の申請)

第4条 紙おむつ代の助成を受けようとする者は、入院期間中に支払った紙おむつの代金等を証明する書類等を添えて区長に申請するものとする。

(助成金の対象)

第5条 申請の対象となる月は、申請のあった日の属する月の1年前からとする。

(助成金の交付)

第6条 区長は、第4条による申請を受理したときは、内容を審査し、助成が適当と認められる場合には、申請者に対して第3条による助成金額を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 区長は、偽りその他の不正な手段により助成を受けた事実を発見したときは、速やかに助成金受領者に返還させるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施に際して必要な事項は福祉部長が定めるものとする。

(付則)

この要綱は、平成27年4月1日から適用するものとする。

(付則)

この要綱は、平成28年4月1日から適用するものとする。

(付則)

この要綱は、平成30年6月1日から適用するものとする。